

密接不可避業種感染予防対策推進事業者給付金

申請要領

申請受付期間

令和2年7月8日（水） ～ 令和2年8月31日（月）

- ※ 受付は先着順です。予算の範囲を超える申請があった場合は申請受付期間内であっても受付を終了します。
- ※ 申請は、郵送のみです。（メール、持参による申請は不可）
- ※ 提出された申請書に不備等がある場合は、不支給になる場合があります。提出書類に不備や不足が無いようにご注意ください。
- ※ 本給付金の申請は、1事業者につき1回限りとします。

【問合先】 新型コロナウイルス感染症対策企業電話相談窓口
TEL：0120-365-730

【提出先】 〒790-8799
松山中央郵便局留
（審査事務局）伊予鉄総合企画株式会社 宛

1. 目的

業務上、身体への接触を避けることが出来ない業種について、県民が適切な感染防止対策の中で利用できるよう、その業界が策定した感染防止ガイドラインに則した取組みを実施する事業者
に密接不可避業種感染防止対策推進事業者給付金（以下、「給付金」という。）を支給することにより、県民の安全・安心と地域経済の両立を図ることを目的とするものです。

2. 対象者

県内に事業所を有する中小企業者のうち、主たる業種が理容・美容業や鍼灸・整体院など、その業務の性質上、身体への接触が不可避な業種。

【対象業種】

- ・理容業
- ・美容業
- ・エステティック業
- ・リラクゼーション業（手技を用いるもの）
- ・ネイルサービス業
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の施術所
- ・その他療術業（カイロプラスティック療法業、ボディケア、ハンドケア、フットケア、ヘッドセラピー）
- ・その他、知事が認めるもの

※「主たる業種」とは、主要な活動（例えば、利益や売上高などの最も大きいもの）によってその業種を決定します。

※1つの会社・事業所において複数の経済活動を行っている事業者が、既に「新型コロナウイルス感染症対策推進事業者協力金」を受給している場合は、本給付金の対象外となります。

（例）ヘアサロンと飲食店を営業している事業者が、既に飲食店で「新型コロナウイルス感染症対策推進事業者協力金」を受給している場合は、本給付金の対象外となります。

【対象外】

- （1）公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等）
- （2）県税に未納があるもの
- （3）全国チェーンの直営店舗
- （4）みなし大企業
- （5）上記のほか、本給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

《日本標準産業分類表における対象業種》

大分類 N	生活関連サービス業、娯楽業のうち
中分類 78	洗濯・理容・美容・浴場業のうち
7821	理容業
7831	美容業
7892	エステティック業
7893	リラクゼーション業（手技を用いるもの）
7894	ネイルサービス業

大分類 P	医療、福祉のうち
中分類 83	療術業のうち
8351	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師の施術所
8359	その他の療術業 (カイロプラクティック療法業、ボディケア、ハンドケア、フットケア、ヘッドセラピー)

《中小事業者とは（中小企業基本法に定める中小企業者の定義）》

業種	中小企業者 ※資本金、従業員数の一方が下記の場合	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

《会社・組織の分類について》

支給対象となり得るもの	支給対象にならないもの
<ul style="list-style-type: none"> 会社および会社に準ずる営利法人(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合) 個人事業主 	<ul style="list-style-type: none"> 医師、歯医者、助産師 系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様) 協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く) 一般社団法人、公益社団法人 医療法人 宗教法人 学校法人 農事組合法人 社会福祉法人 特定非営利活動法人 申請時点で開業していない創業予定者 任意団体

《みなし大企業とは》

次の（１）～（３）に該当する事業者は大企業とみなして対象者から除きます。

- （１）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- （２）発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- （３）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

《全国チェーンの直営店舗とは》

県外に本社を有する企業が、同店舗名・屋号にて県内支店・事業所を直営で展開しているもの

3. 対象要件

申請時点で営業実態がある事業者で、その所属する業界が策定した感染防止ガイドラインに則した取組みを令和2年4月13日以降に実施し、申請時点において継続していること。

【必須項目】※必ず実施してください。

- 従業員のマスクの着用（必要に応じフェイスシールド、保護メガネ、手袋）
- 定期的な換気の徹底（窓がない場合は、換気扇、空気清浄機の設置）
- 従業員への検温の実施、体調の確認
- 定期的な消毒除菌の徹底及び消毒液等の設置

【選択項目】※2つ以上を実施してください。

- 感染防止対策について顧客への説明（HP、SNS、店頭掲示、書面配布等）
- 予約数、来店人数の制限、席間隔の確保
- 対面時、施術時等のビニールカーテン（アクリル板）の設置
- 来店者への検温の実施、体調の確認
- キャッシュレス決済の導入
- その他

※選択項目については、取り組んだ内容の分かる書類（HPの写し、実施状況の写真等）を必ず提出してください。

4. 支給額

1事業者あたり5万円（1回限り）

5. 申請方法

郵送のみ

※メール、持参による申請は不可

6. 申請手続

(1) 提出先 790-8799

松山中央郵便局留

（審査事務局）伊予鉄総合企画株式会社

※封筒に「密接不可避給付金申請書 在中」と記載してください。

(2) 受付期間 令和2年7月8日（水）から令和2年8月31日（月）まで（当日消印有効）

※申請は予算に達し次第、〆切とさせていただきます。

※消印日付により受付順を判断します。（消印日不明の場合は到着日による）

(3) 申請書等

以下の書類を提出していただきます。

- ① 密接不可避業種感染予防対策推進事業者給付金申請書
- ② 宣誓書
- ③ 店舗の外観の写真（店名、屋号が写ったもの）

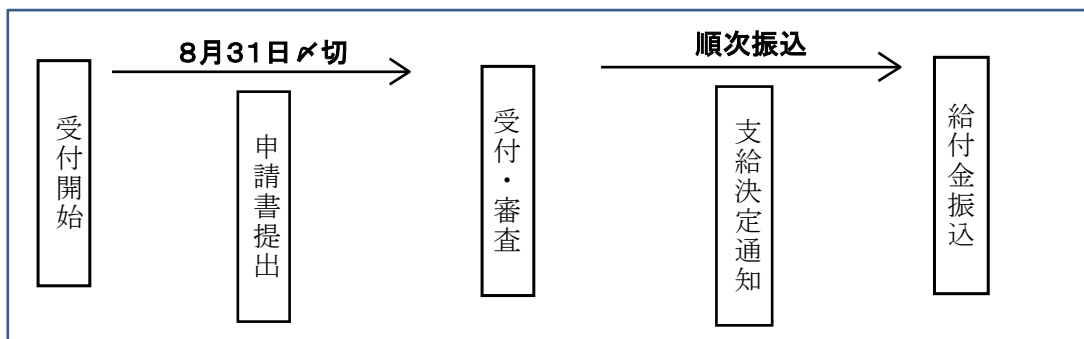
- ④ 選択した項目について取り組んだ内容の分かる書類（HPの写し、実施状況の写真等）
※客観的かつ明確に取組内容の分かる書類を添付してください。（複数可）
- ⑤ 法人においては、履歴事項全部証明書の原本（申請日より3か月以内に発行されたもの）
個人事業主においては、前年の確定申告書の写し、かつ各業種開設に必要な検査済証又は開業届をの写し
- ⑥ 振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し
※通帳の表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分）の写しを添付してください。

（4）審査

事務局による審査の結果、給付金を支給する旨を決定したときは、後日、支給に関する通知を発送のうえ、指定の口座へ振り込みします。

※申請書類に不備があった場合は訂正・再提出を求めることがあります。

【審査の流れ(予定)】



7. その他

- ① 給付金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付金の支給決定を取り消し、給付金を返還いただきます。
- ② 提出された書類は返却いたしませんので、コピー等を手元に保管ください。
- ③ 当該事業の実施に際し、事業に必要な許認可等取得のうえ実施していただくようお願いいたします。（本協力金の支給決定が、その営業等を許可するものにはなりません。）
- ④ 申請により得られた情報は、当給付金支給業務以外に使用することはありません。

8. 参考

各産業分類に対応するガイドラインは下記をご参照ください。

(参考 URL) <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

産業分類	対応するガイドライン	ガイドライン策定機関
理容業	「理容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」	全国理容生活衛生同業組合連合会
美容業	「美容業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」	全日本美容業生活衛生同業組合連合会
エステティック業	「エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」	特定非営利活動法人 日本エステティック機構 一般社団法人 日本エステティック振興協議会
リラクゼーション業 (手技を用いるもの)	「リラクゼーションスペース(店舗)における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」	一般社団法人日本リラクゼーション業協会
ネイルサービス業	「ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」	NPO 法人日本ネイリスト協会
あん摩マッサージ指 圧師、はり師、きゅう 師、柔道整復師の施 術所	「鍼灸マッサージ施術における新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」	(公社)日本鍼灸師会災害対策委員会 (公社)全日本鍼灸マッサージ師会災 害対策委員会
その他の療術業 (カイロプラクティック 療法業、ボディケア、 ハンドケア、フットケ ア、ヘッドセラピー)		